

社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会役員等及び委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規程に基づき、役員、評議員の報酬等及び委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等（専任役員を除く）が理事会・評議員会に出席したとき及び委員が委員会に出席したときは、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事及び監事に対して、各年度の総額が8,000,000円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(役員・委員の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議委員会以外の日に、理事長の命を受けて法人の運営のための業務に従事したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人の指導監査の立会及び指導または監査の業務に従事したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 苦情解決第三者委員が、苦情解決対応業務に従事したときは、別表2に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(専任役員の勤務報酬等)

第5条 前条及び前々条に関わらず、週2日以上業務に従事する役員(以下「専任役員」という。)に対しては、別表3に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 本条の具体的な運用に関しては、常勤職員の給与に関する規程を運用する。

(出張旅費)

第6条 役員等及び第三者委員が、法人業務のため出張するときは、別表4に定める報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 旅費は実費とする。

3 その他業務遂行に必要な実費を支給することができる。

(賞与)

第7条 専任役員には賞与を支給する。

2 賞与の額は、本会常勤職員の給与規程を準用する。

(退職手当)

第8条 専任役員には退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、本会常勤職員の退職規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第9条 専任役員に対する報酬等は本会給与規程に準じて支給する。

2 専任役員以外への報酬及び実費弁償費は、出席または業務に従事した都度現金にて支給する。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、令和2年4月15日から施行する。

2 社会福祉法人奈坪ヶ丘福社会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成30年4月1日施行)は廃止する。

別表1 役員等及び委員報酬（日額）（第3条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	8,000円	常勤職員通勤手当相当額
評議員会出席報酬等	8,000円	同
監事会議出席報酬等	8,000円	同
評議員選任・解任委員	8,000円	同
苦情解決第三者委員	8,000円	同

別表2 （日額）（第4条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員		
勤務報酬等	10,000円	常勤職員通勤手当相当額
監事監査指導報酬等	15,000円	同
苦情解決対応業務	10,000円	同

別表3 （月額）（第5条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	250,000円	常勤職員通勤手当相当額
常務理事	230,000円	同

別表4 （日額）（第6条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事、評議員及び 苦情解決第三者委員		
報酬等	8,000円	実 費
監事報酬等	15,000円	同